

第四十五回国会 衆議院 文教委員會議録 第二号

昭和三十八年十二月十三日(金曜日)
午後六時二十五分開議

出席委員

委員長 久野 忠治君

理事上村千一郎君 理事長谷川 峻君

理事南 好雄君 理事三木 喜夫君

理事村山 喜一君

白井 莊一君

熊谷 義雄君

谷川 和雄君

橋本龍太郎君

松山千恵子君

川崎 寛治君

沢田 政治君

鈴木 一君

出席國務大臣

文部 大臣 灘尾 弘吉君

出席政府委員

文部事務次官 八木 徹雄君

文部事務官 (大臣官房長) 蒲生 芳郎君

文部事務官 (初等中等教育局長) 福田 繁君

委員外の出席者

文部事務官 (大臣官房総務課長) 木田 宏君

文部事務官 (初等中等教育局長) 岩間英太郎君

文部事務官 (初等中等教育局長) 諸沢 正道君

文部事務官 (初等中等教育局長) 田中 彰君

文部事務官 (初等中等教育局長) 中 彰君

文部事務官 (初等中等教育局長) 中 彰君

文部事務官 (初等中等教育局長) 中 彰君

文部事務官 (初等中等教育局長) 中 彰君

文部事務官 (初等中等教育局長) 中 彰君

文部事務官 (初等中等教育局長) 中 彰君

文部事務官 (初等中等教育局長) 中 彰君

文部事務官 (初等中等教育局長) 中 彰君

文部事務官 (初等中等教育局長) 中 彰君

文部事務官 (初等中等教育局長) 中 彰君

文部事務官 (初等中等教育局長) 中 彰君

文部事務官 (初等中等教育局長) 中 彰君

文部事務官 (初等中等教育局長) 中 彰君

文部事務官 (初等中等教育局長) 中 彰君

部を改正する法律案(村山喜一君外八名提出、衆法第二号)

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律案(内閣提出第一号)

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

同日

公立学校建物の施設基準の改善と新五カ年計画の樹立に関する請願外五十三件(竹下登君紹介)(第二二二号)

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正に関する請願(沢田政治君紹介)(第三二六号)

同日

公立学校建物の施設基準の改善と新五カ年計画の樹立に関する請願外五十三件(竹下登君紹介)(第二二二号)

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正に関する請願(沢田政治君紹介)(第三二六号)

同日

公立学校建物の施設基準の改善と新五カ年計画の樹立に関する請願外五十三件(竹下登君紹介)(第二二二号)

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正に関する請願(沢田政治君紹介)(第三二六号)

同日

公立学校建物の施設基準の改善と新五カ年計画の樹立に関する請願外五十三件(竹下登君紹介)(第二二二号)

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正に関する請願(沢田政治君紹介)(第三二六号)

同日

公立学校建物の施設基準の改善と新五カ年計画の樹立に関する請願外五十三件(竹下登君紹介)(第二二二号)

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正に関する請願(沢田政治君紹介)(第三二六号)

同日

公立学校建物の施設基準の改善と新五カ年計画の樹立に関する請願外五十三件(竹下登君紹介)(第二二二号)

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正に関する請願(沢田政治君紹介)(第三二六号)

同日

公立学校建物の施設基準の改善と新五カ年計画の樹立に関する請願外五十三件(竹下登君紹介)(第二二二号)

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正に関する請願(沢田政治君紹介)(第三二六号)

同日

公立学校建物の施設基準の改善と新五カ年計画の樹立に関する請願外五十三件(竹下登君紹介)(第二二二号)

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正に関する請願(沢田政治君紹介)(第三二六号)

同日

公立学校建物の施設基準の改善と新五カ年計画の樹立に関する請願外五十三件(竹下登君紹介)(第二二二号)

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正に関する請願(沢田政治君紹介)(第三二六号)

同日

公立学校建物の施設基準の改善と新五カ年計画の樹立に関する請願外五十三件(竹下登君紹介)(第二二二号)

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正に関する請願(沢田政治君紹介)(第三二六号)

同日

公立学校建物の施設基準の改善と新五カ年計画の樹立に関する請願外五十三件(竹下登君紹介)(第二二二号)

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正に関する請願(沢田政治君紹介)(第三二六号)

同日

公立学校建物の施設基準の改善と新五カ年計画の樹立に関する請願外五十三件(竹下登君紹介)(第二二二号)

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正に関する請願(沢田政治君紹介)(第三二六号)

同日

員長にお伺いしたいと思うのでありますが、きょうは一時から理事会を開催し、理事会の終わったあとに委員会を開くというふうに通知がなっております。

○久野委員長 これより会議を開きます。

○鈴木(一)委員 議事進行について委

員長にお伺いしたいと思うのでありますが、きょうは一時から理事会を開催し、理事会の終わったあとに委員会を開くというふうに通知がなっております。

○久野委員長 これより会議を開きます。

○鈴木(一)委員 議事進行について委

員長にお伺いしたいと思うのでありますが、きょうは一時から理事会を開催し、理事会の終わったあとに委員会を開くというふうに通知がなっております。

○久野委員長 これより会議を開きます。

○鈴木(一)委員 議事進行について委

員長にお伺いしたいと思うのでありますが、きょうは一時から理事会を開催し、理事会の終わったあとに委員会を開くというふうに通知がなっております。

○久野委員長 これより会議を開きます。

○鈴木(一)委員 議事進行について委

員長にお伺いしたいと思うのでありますが、きょうは一時から理事会を開催し、理事会の終わったあとに委員会を開くというふうに通知がなっております。

○久野委員長 これより会議を開きます。

○鈴木(一)委員 議事進行について委

員長にお伺いしたいと思うのでありますが、きょうは一時から理事会を開催し、理事会の終わったあとに委員会を開くというふうに通知がなっております。

○久野委員長 これより会議を開きます。

○鈴木(一)委員 議事進行について委

員長にお伺いしたいと思うのでありますが、きょうは一時から理事会を開催し、理事会の終わったあとに委員会を開くというふうに通知がなっております。

○久野委員長 これより会議を開きます。

○鈴木(一)委員 議事進行について委

員長にお伺いしたいと思うのでありますが、きょうは一時から理事会を開催し、理事会の終わったあとに委員会を開くというふうに通知がなっております。

○久野委員長 これより会議を開きます。

○鈴木(一)委員 議事進行について委

員長にお伺いしたいと思うのでありますが、きょうは一時から理事会を開催し、理事会の終わったあとに委員会を開くというふうに通知がなっております。

○久野委員長 これより会議を開きます。

○鈴木(一)委員 議事進行について委

員長にお伺いしたいと思うのでありますが、きょうは一時から理事会を開催し、理事会の終わったあとに委員会を開くというふうに通知がなっております。

○久野委員長 これより会議を開きます。

○鈴木(一)委員 議事進行について委

員長にお伺いしたいと思うのでありますが、きょうは一時から理事会を開催し、理事会の終わったあとに委員会を開くというふうに通知がなっております。

○久野委員長 これより会議を開きます。

○鈴木(一)委員 議事進行について委

員長にお伺いしたいと思うのでありますが、きょうは一時から理事会を開催し、理事会の終わったあとに委員会を開くというふうに通知がなっております。

○久野委員長 これより会議を開きます。

○鈴木(一)委員 議事進行について委

員長にお伺いしたいと思うのでありますが、きょうは一時から理事会を開催し、理事会の終わったあとに委員会を開くというふうに通知がなっております。

○久野委員長 これより会議を開きます。

○鈴木(一)委員 議事進行について委

員長にお伺いしたいと思うのでありますが、きょうは一時から理事会を開催し、理事会の終わったあとに委員会を開くというふうに通知がなっております。

す。その間、私も二回ほどにわたって、放送をもって皆さんにおくられたことについて御報告を申し上げたわけでございますが、その間理事会を開きまして事の経過を皆さんに御相談しなかつたという手続の誤りについては、私は深く皆さんにおわびを申し上げたいと思っております。とにかく事務上のいろいろの手続がたいへんおくれまして、委員会の開会が五時間半近くもおくれたことにつきまして、その手続上遺憾な点があったところについては、私から皆さんに深くおわびを申し上げたいと思っております。

○鈴木(一)委員 単に事務上の手続だけじゃないのです。案そのものに対する態度についての相談であったと思うのですが、そういうものは委員会では堂々とやるべきだと思っております。その上で修正案をつくるなりして、時間を急ぐならば、まとめようと思つたらその気であればまとまると思つたのです。ただ事務上の手続だけではないと思つたのです。今後ひとつ気をつけてもらいたいと思つた。

○久野委員長 今後委員会の運営については、委員長といたしましては十分注意をいたしたいと思います。

○久野委員長 内閣提出の義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律案及び公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案を一括して議題

とし、審査に入ります。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律案

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 無償給付及び給与(第三条・第四条)

第三章 採択(第十五条・第十七条)

第四章 発行(第十八条・第二十二

条)

第五章 罰則(第二十三条・第二十

四條)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、教科用図書の無償給付その他義務教育諸学校の教科用図書を無償とする措置について必要な事項を定めるとともに、当該措置の円滑な実施に資するため、義務教育諸学校の教科用図書の採択及び発行の制度を整備し、もつて義務教育の充実を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部をいう。

2 この法律において「教科用図書」とは、学校教育法第二十一条第一項(同法第四十条及び第七十六条にお

きよ)

きよ)

きよ)

きよ)

きよ)

きよ)

きよ)

きよ)

きよ)

きよ)

きよ)

きよ)

きよ)

きよ)

きよ)

きよ)

きよ)

きよ)

いて準用する場合を含む。及び第百七条に規定する教科用図書を用いる。
3 この法律において「発行」とは、教科用図書を製造供給することを用いる。

第二章 無償給付及び給与
(教科用図書の無償給付)

第三条 国は、毎年度、義務教育諸学校の児童及び生徒が各学年の課程において使用する教科用図書で第十三条から第十六条までの規定により採択されたものを購入し、国立の義務教育諸学校の児童及び生徒に係るものを除き、義務教育諸学校（国立の義務教育諸学校を除く）の設置者に無償で給与するものとする。
(契約の締結)

第四条 文部大臣は、教科用図書の発行者と、前条の規定により購入すべき教科用図書を購入する旨の契約を締結するものとする。
(教科用図書の給与)

第五条 公立及び私立の義務教育諸学校の設置者は、第三条の規定により国から無償で給付された教科用図書を、それぞれ当該学校の校長を通じて児童又は生徒に給与するものとする。

2 国は、第三条の規定により購入した教科用図書のうち国立の義務教育諸学校の児童及び生徒に係る教科用図書を、当該学校の校長を通じて児童又は生徒に給与するものとする。
3 学年の中途において転学した児童又は生徒については、その転学後において使用する教科用図書は、前二項の規定にかかわらず、文部省令で定める場合を除き、給与しないものとする。

(都道府県の教育委員会の責務)
第六条 都道府県の教育委員会は、政令で定めるところにより、教科用図書の無償給付及び給与の実施に關し必要な事務を行なうものとする。
(給与の完了の確認の時期の特例)
第七条 第四条の規定による契約に係る政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第四条第一号に掲げる時期については、同法第五条第一項中「十日以内の日」とあるのは「二十日以内の日」と読み替えて同項の規定を適用する。
(都に關する特例)
第八条 この章の規定の適用については、特別区の設置する義務教育諸学校は、都の設置する義務教育諸学校とみなす。
(政令への委任)
第九条 この章に規定するもののほか、教科用図書の無償給付及び給与に關し必要な事項は、政令で定める。

第三章 採択

(都道府県の教育委員会の任務)

第十条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の選定及び採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に關し、計画し、及び実施するとともに、市町村（市町村の組合を含む。以下この章において同じ。）の教育委員会の行なう採択に關する事務について、適切な指導、助言又は援助を行なわなければならない。
(教科用図書の選定等)

第十一条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の教育の水準及び自然的、経済的、文化的諸条件を考慮し、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用すべき教科用図書として、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに数種の教科用図書を選定する。
2 前項の選定は、教科書の発行に關する臨時措置法（昭和二十三年法律第三十二号。以下「臨時措置法」という。）第六条第一項の規定により文部大臣から送付される目録に記載された教科用図書のうちから行なわなければならない。ただし、学校教育法第七十七条に規定する教科用図書については、この限りでない。

3 都道府県の教育委員会は、前二項の規定により選定を行なうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）の意見をきかなければならない。
4 選定審議会は、毎年度、政令で定める期間、都道府県に置く。ただし、教科用図書の選定を行なう必要がない年度にあつては、置かないものとする。

5 選定審議会は、二十人以上において条例で定める人数の委員で組織する。
(採択地区)
第十二条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市若しくは都の区域又はこれらの区域をあわせた地域（県の区域となる場合を含む。）に、教科用図書採択地区（以下この章において「採択地区」という。）を設定しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市町村の教育委員会の意見をきかなければならない。

3 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更したときは、すみやかにこれを告示するとともに、文部大臣にその旨を報告しなければならない。
(教科用図書の採択)
第十三条 都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、第十一条第一項及び第二項の規定により当該都道府県の教育委員会が種目ごとに選定した教科用図書のうち、それぞれの種目につき一種の教科用図書について行なうものとする。

2 前項の場合において、採択地区が二以上の市町村の区域をあわせた地域であるときは、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書については、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

(同一教科用図書を採択する期間)
第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。
(特別区に關する特例)
第十五条 都の教育委員会は、特別区の存する区域については、特別区の区域又はその区域をあわせた地域に、採択地区を設定しなければならない。

2 第十二条第二項及び第三項の規定は、都の教育委員会が行なう前項の採択地区の設定又は変更について準用する。この場合において、同条第二項中「市町村」とあるのは、「特別区」と読み替えるものとする。
3 都の教育委員会は、特別区の存する区域については、第一項の採択地区ごとに、第十一条第一項及び第二項の規定により種目ごとに選定した教科用図書のうち、当該採択地区内の特別区立の小学校及び中学校において使用する教科用図書として、それぞれの種目につき一種の教科用図書を採択する。
(指定都市に關する特例)
第十六条 指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この条において同じ。）については、当該指定都市を包括する都道府県の教育委員会は、第十二条第一項の規定にかかわらず、指定都市の区域又はその区域をあわせた地域に、採択地区を設定しなければならない。

2 指定都市の教育委員会は、前項の採択地区ごとに、第十一条第一項及び第二項の規定により種目ごとに選定された教科用図書のうち、当該採択地区内の指定都市の設置する小学校及び中学校において使用する教科用図書として、それぞれの種目につき一種の教科用図書を採択する。
(政令への委任)
第十七条 この章に規定するもののほか、選定審議会の所掌事務、組織及び運営並びに採択地区の設定、採択

の時期その他採択に關し必要な事項は、政令で定める。

第四章 発行

(発行者の指定)

第十八条 文部大臣は、義務教育諸学校において使用する教科用図書(学校教育法第七條に規定する教科用図書を除く。以下この章において同じ)の発行を担当する者で次の各号に掲げる基準に該當するものを、その者の申請に基づき、教科用図書発行者として指定する。

一 次のいずれかに掲げる者でないものであること。

イ 破産者で復権を得ないもの
ロ 次條の規定により指定を取り消された日から三年を経過してない者

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反し、若しくは義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に關し刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十八條若しくは第二百三十三條の罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終つた日又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過してない者

ニ 法人で、その役員のうちイからハまでのいずれかに該當する者があるもの
ホ 營業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者で、その法定代理人がイからハまでのいずれかに該當するもの

二 一の事業能力及び信用状態について政令で定める要件を備へたもの

のであること。

2 前項の指定を受けようとする者は、文部省令で定めるところにより、申請書に必要な書類を添へて、文部大臣に提出しなければならない。

(指定の取消し)

第十九条 文部大臣は、教科用図書発行者が次の各号のいずれかに該當することとなつたときは、前條第一項の指定を取り消さなければならない。

一 前條第一項各号のいずれかに掲げる基準に適合しなくなつたとき。

二 虚偽又は不正の事実に基づいて前條第一項の指定を受けたことが判明したとき

(検査及び報告等)

第二十条 文部大臣は、教科用図書発行者について、第十八條第一項各号に掲げる基準に適合しているかどうかを調査するため必要があると認めるときは、その職員に教科用図書発行者の營業所、事務所その他の事業場に立ち入り、検査させ、若しくは関係者に質問させ、又は教科用図書発行者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(発行の指示の取消し)

第二十一条 文部大臣は、教科用図書発行者が第十九條の規定により指定

を取り消されたときは、その者に係る臨時措置法第八條の規定による発行の指示を取り消さなければならない。

(臨時措置法との関係)

第二十二条 教科用図書の発行及び教科用図書発行者については、この章に規定するもののほか、臨時措置法の定めるところによる。

第五章 罰則

第二十三条 次の各号のいずれかに該當する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第二十条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 第二十条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の要求に応ぜず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者

第二十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關し、前條の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同條の刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章の規定は、小学校(盲学校、聾学校及び養護学校の小学部を含む。)において使用する教科用図書については昭和三十三年三月三十一日、中学校(盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。)において使用する教科用図書については昭和四十年三月三十一日までの間は、適用しない。

2 昭和三十八年度に義務教育諸学校において使用される教科用図書の無償給付及び給与については、第二章の規定は、適用しない。

(経過規定)

3 昭和三十九年度に義務教育諸学校において使用される教科用図書の購入については、第三條中「第十三條から第十六條までの規定により採択されたもの」とあるのは、「当該義務教育諸学校について採択されたもの」とする。

4 当分の間、第五條の規定により教科用図書の給与を受ける児童及び生徒の範囲は、同條の規定にかかわらず、政令で定める。

(教科書の発行に關する臨時措置法の一部改正)
5 教科書の発行に關する臨時措置法(昭和二十三年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「目録」の下に「義務教育諸学校の教科書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に關する法律(昭和三十三年法律第三十八号)第十八條第一項に規定する教科用図書発行者の届出に基づき、無償給付及び給与を行なうこと。」

第七條第一項中「私立の学校の長は、この下に採択した」を加える。

第九條に次の一号を加える。

五 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に關する法律(昭和三十三年法律第三十八号)第二十一條の規定により発行の指示を取り消したとき。

(教科書の発行に關する臨時措置法の一部改正に伴う経過規定)
6 昭和三十九年度に義務教育諸学校

において使用される教科用図書については、この法律による改正後の教科書の発行に關する臨時措置法(昭和二十三年法律第三十二号)第六條第一項の規定中「目録(義務教育諸学校の教科書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に關する法律(昭和三十三年法律第三十八号)第十八條第一項に規定する教科用図書発行者の届出に基づき、無償給付及び給与を行なうこと。と読み替えて同項の規定を適用する。」

(文部省設置法の一部改正)
7 文部省設置法(昭和二十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第十二号の二の次に次の二号を加える。

十二の三 義務教育諸学校(小学校、中学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部をいう。以下同じ)において使用する教科用図書の発行者の指定を行なうこと。

十二の四 義務教育諸学校において使用する教科用図書の購入、無償給付及び給与を行なうこと。

第八條中第十三号の二の次に次の二号を加える。

十三の三 義務教育諸学校において使用する教科用図書の発行者の指定に關すること。

十三の四 義務教育諸学校において使用する教科用図書の購入、無償給付及び給与に關すること。

「教科用図書
査定調査
審議会」

第二十七條第一項の表中

「教科用図書査定調査審議会」は、検定申請の教科用図書を調査し、及び教科用図書に關する重要事項を調査審議すること。

「教科用図書査定調査審議会」は、検定申請の教科用図書を調査し、及び教科用図書に關する重要事項を調査審議すること。

8 文部省著作教科書の出版権等に関する法律（昭和二十四年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第十四條第一項の次に次の一号を加える。

四 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十一年法律第...号）第十九條の規定により文部大臣が教科用図書発行者の指定を取り消したとき。

9 盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項各号列記以外の部分中「次の各号」を「第二号から第六号」

11 法律の一部改正
就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和三十一年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第一條中「教科用図書」を「学用品」に改める。

第二條各号列記以外の部分中、「同法第二十一條第一項（同法第四十條で準用する場合を含む。）の教科用図書（以下「教科用図書」という。）若しくはその購入費」を削り、同條第一号中「教科用図書若しくはその購入費」を削る。

12 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律の一部改正に伴う経過規定
当分の間、この法律による改正後の就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和三十一年法律第百四十四号）第二條に規定する年齢児童又は年齢生徒で義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）附則第二項及びこの法律の附則第四項の規定に基づく政令で定めるところにより教科用図書の給與を受けないこととなるものの保護者については、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律第二條各号列記以外の部分中「学用品若しくはその購入費」とあるのは「次の各号」を「第二号から第六号」に改める。

（就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和三十一年法律第百四十四号）第二條第一項（同法第四十條で準用する場合を含む。）の教科用図書（以下「教科用図書」という。）若しくはその購入費、学用品若しくはその購入費」と、同條第一号中「学用品若しくはその購入費」とあるのは「教科用図書若しくはその購入費」と改める。）

（就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和三十一年法律第百四十四号）第二條第一項（同法第四十條で準用する場合を含む。）の教科用図書（以下「教科用図書」という。）若しくはその購入費、学用品若しくはその購入費」と、同條第一号中「学用品若しくはその購入費」とあるのは「教科用図書若しくはその購入費」と改める。）

（就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和三十一年法律第百四十四号）第二條第一項（同法第四十條で準用する場合を含む。）の教科用図書（以下「教科用図書」という。）若しくはその購入費、学用品若しくはその購入費」と、同條第一号中「学用品若しくはその購入費」とあるのは「教科用図書若しくはその購入費」と改める。）

くはその購入費、学用品若しくはその購入費」と、それぞれ読み替えて同條の規定を適用する。

理由

義務教育の充実を図るため、教科用図書の無償給付その他の義務教育諸学校の教科用図書を無償とする措置について必要な事項を定めるとともに、その円滑な実施に資するため、義務教育諸学校の教科用図書の採択及び発行人の制度を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び市町村立学校教職員給与負担法の一部を改正する法律案
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び市町村立学校教職員給与負担法の一部を改正する法律

（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正）

第一條 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十一年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「若しくは養護学校」を「養護学校若しくは養護学校」に改め、同條第二項中「又は養護学校」を「養護学校又は養護学校」に、「事務職員（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百七十二條第一項に規定する吏員に相当する者をいう。）を事務職員（市町村立学校教職員給与負担法（昭和三十一年法律第百三十五号）第一條に規定する事務職員をいう。）に改める。

第三條第一項ただし書中「特別の事情がある場合においては」の下に「政令で定めるところにより」を加え、同條第二項ただし書中「四以下の学級に編制する場合の一学級」を「一の学級に編制する場合」に、「別に政令で定める数」を「四十九人」に改め、同項の表を次のように改める。

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数	
		小学校	中学校
小学校	同学年の児童で編制する学級	四十五人	四十五人
	二以上五以下の学年の児童で編制する学級	二十五人	二十五人
中学校	すべての学年の児童で編制する学級	十五人	十五人
	学校教育法第七十五條に規定する特殊学級	十五人	十五人
中学校	同学年の生徒で編制する学級	四十五人	四十五人
	二以上の学年の生徒で編制する学級	二十五人	二十五人
中学校	学校教育法第七十五條に規定する特殊学級	十五人	十五人
	学校教育法第七十五條に規定する特殊学級	十五人	十五人

「第三條第三項中「又は養護学校」を「養護学校又は養護学校」に改める。
第四條を削り、第五條中「第三條

する。
第七条各号列記以外の部分中「標準とする」を「標準として定めるものとする。この場合においては、政令で定めるところにより算定した数を標準として、当該教職員の職の種類ごとの総数を定めなければならない」に改め、同条第一号から第四号までを次のように改め、同条を第六条とする。
一 六学級以上の学校の数に一を

乗じて得た数と五学級以下の学校の数に政令で定める数を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）との合計数
二 次の表の上欄に掲げる学校規模ごとの学校の学級総数に当該学校規模に應ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）の合計数

学 校 規 模	乗 ず る 数
五学級以下の学校	一・二五〇
六学級から十学級までの学校	一・一四〇
十一学級から二十学級までの学校	一・一三〇
二十一学級から三十学級までの学校	一・一二〇
三十一学級以上の学校	一・一一五

三 児童総数に千分の一を乗じて得た数（一未満の端数を乗じたときは、一に切り上げる。）
四 児童数が四百人以上の学校の数に一を乗じて得た数
第八条各号列記以外の部分中「標準とする」を「標準として定めるものとする。この場合においては、政令で定めるところにより算定した数を標準として、当該教職員の職の種類ごとの総数を定めなければならない」

い」に改め、同条第一号から第三号までを次のように改め、同条を第七条とする。
一 学校数に一を乗じて得た数
二 次の表の上欄に掲げる学校規模ごとの学校の学級総数に当該学校規模に應ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）の合計数

学 校 規 模	乗 ず る 数
三学級以下の学校	二・〇〇
四学級から十一学級までの学校	一・六六
十二学級から二十三学級までの学校	一・五三
二十四学級から三十五学級までの学校	一・五〇
三十六学級以上の学校	一・四七

三 生徒総数に千二百分の一を乗じて得た数（一未満の端数を生

じたときは、一に切り上げる。）
四 生徒数が三百人以上の学校の数に一を乗じて得た数
第九条各号列記以外の部分中「及び聾学校」を「聾学校及び養護学校に」、「盲学校聾学校教職員定数」を「特殊教育諸学校教職員定数」を「標準とする」を「標準として定めるものとする」に改め、同条第一号から第四号までを次のように改め、同条を第八条とする。

一 学校数に二（肢体不自由者である児童又は生徒を教育する養護学校にあつては、三）を乗じて得た数
二 次の表の上欄に掲げる部の別ごとに同表の中欄に掲げる部の規定ごとの部の学級総数に当該部の規模に應ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）の合計数

部 の 別	部 の 規 模	乗 ず る 数
小 学 部	五学級以下の部	一・二五〇
	六学級から十学級までの部	一・一四〇
中 学 部	十一学級から二十学級までの部	一・一三〇
	二十一学級以上の部	一・一二〇
中 学 部	三学級以下の部	二・〇〇
	四学級から十一学級までの部	一・六六
中 学 部	十二学級から二十三学級までの部	一・五三
	二十四学級以上の部	一・五〇

三 寄宿舎に寄宿する児童及び生徒の総数に六分の一を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）
四 小学部及び中学部の部の数に一を乗じて得た数
第八条の次に次の一条を加える。
第九条 前三条の規定の適用については、本校及び分校は、それぞれ一の学校とみなす。
第十条に見出しとして「教職員定数に含まない数」を附し、同条各号列記以外の部分中「前三条」を「第六条から第八条まで」に、「盲学校聾学校教職員定数（以下「教職員定数」と総称する。）」を「特殊教育諸学校教

職員定数」に改める。
第十一条を次のように改める。
（報告及び勧告）
第十一条 文部大臣は、公立の義務教育諸学校における学級規模と教職員の配置の適正化を図るため必要があるとき、都道府県に対し、学級編制の基準又は公立の義務教育諸学校に置かれている教職員の総数について、報告を求め、及びあらかじめ自治大臣に通知して、勧告をすることができ附則第二項から附則第五項までを削る。
（市町村立学校職員給与負担法の一

部改正）
第二条 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。
第一条中「事務職員（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十二条第二項に規定する吏員に相当する者）の下に」及び「これに準ずる者として政令で定める者」を加える。
附 則
（施行期日）
1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。
（学級編制の標準に関する経過措置）
2 公立の小学校又は中学校の一学級の児童又は生徒の数の標準については、昭和四十四年三月三十一日までの間は、この法律による改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下「新法」という。）第三条第二項の規定にかかわらず、児童又は生徒の数の減少及び学校施設の整備の状況を考慮して、毎年度、政令で定める。
（教職員定数の標準に関する経過措置）
3 小学校教職員定数及び中学校教職員定数及び中学校教職員定数の標準については、昭和四十三年三月三十一日（政令で定める特別の事情がある都道府県については、昭和四十五年三月三十一日）までの間は、新法第六條及び第七條の規定にかかわらず、学級数の減少及び公立の小中学校又は中学校に置かれている教職員の総数を考慮して、毎年度、政令で定める。

理由

公立の義務教育諸学校の学級規模と教職員の配置の適正化を図るため、その学級編制及び教職員定数の標準を改め、もつて義務教育水準の向上に資することとする。給料その他の給与を都道府県が負担すべき市町村立の義務教育諸学校の事務職員の範囲を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○久野委員長 まず政府より提案理由の説明を求めます。灘尾国務大臣。

○灘尾国務大臣 ただいま上提せられました二法案につきまして、その提案理由を順次説明申し上げます。

このたび政府から提出いたしました義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律案の提案理由及びその概要について御説明申し上げます。

さきに第四十回国会において義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律が制定され、義務教育諸学校の教科用図書はこれを無償とするの方針が確立されるとともに、その具体的措置は、文部省に置かれる無償制度調査会にかつて別に法律をもって定めることとされたのであります。

政府はここに、調査会の答申の趣旨を十分尊重して、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律案を用意いたしましたのであります。この法律案は、無償措置の実施に必要な基本的事項を規定するとともに、この措置の円滑な実施に資するため、教科書の採択及び発行の制度に所要の整備を加えたものでありまして、義務教育の充実に資するところ大なるものと信じております。

次、この法律案の要点とすることを申し上げます。

まず、この法律案は、国、公、私立の義務教育諸学校の全児童、生徒に全教科の教科書を給与しようとするものであります。

その具体的な実施方法は、国が発行者の供給する教科書を購入して、これを市町村等義務教育諸学校の設置者に無償で給付し、設置者は、それぞれの学校の校長を通じて児童、生徒に給与することといたしております。

これは、国と設置者が相互に協力して無償措置が円滑に実施されることをはかつたものであります。

次に教科書の採択について申し上げますと、現在、市町村立の小・中学校の教科書の採択は、所管の教育委員会が行なうこととなっておりますが、実施にあたっては、郡市の地域の教育委員会が共同して同一の教科書を採択することが広く行なわれております。

このような採択の方法は、地域内の教師の共同研究の上にも、また児童、生徒の同一地域内における転校の際にも便利である等、教育上の利点があることによるものであります。

この広地域の共同採択は、無償措置の実施にあつて供給の円滑と教科書価格の低廉をはかる上にも資するところ大なるものとありますので、本法は、都道府県の教育委員会に、管内の義務教育諸学校において使用する教科書を、あらかじめ数種選定させるとともに、市町村の教育委員会が共同して同一教科書を採択するための採択地区を郡市の地域について設定させることといたしました。

市町村の教育委員会は、都道府県の教育委員会が選定した教科書のうちから、採択地区ごとに協議して、同一のものを選択することとし、国立及び私立の学校等においては、都道府県の教育委員会が選定した教科書のうちから、学校ごとに採択することになっております。

次に本法は、この義務教育諸学校の教科書の発行者について指定制度をとることといたしました。

現在、義務教育諸学校の教科書を発行するものは、四十六あります。

元来教科書は、他の一般の出版物と異なり、学校教育法によって使用を義務づけられたはなはだ重要なものでありますから、これを発行する者は、きわめて公益的性格の強いものであると言わざるを得ません。

特に無償措置を実施するにあつては、すぐれた教科書を合理的な価格で迅速確実に給与することが必要であり、このため、発行者が堅実であることが望まれるのであります。

この見地から、今後は義務教育諸学校の教科書の発行者について、適格な者を文部大臣が指定し、指定を受けた者のみが、発行供給を担当し得ることとした。なお、所定の要件を欠くに至つたものは指定を取り消すこととなつております。

昭和三十八年度においては、さきに制定された法律に基づき別定めた政令によつて小学校第一学年の児童が使用する教科書について無償給与を行なつたので、この法律案においては、昭和三十九年度の小学校第一学年から第三学年までの児童にかかる無償措置から実施することといたしております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその概要であります。

次に、今回政府から提出いたしました公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び市町村立学校教職員給与負担法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

現行の標準法は、昭和三十三年に制定され、同法のもとで、翌三十四年から五十年計画により、公立義務教育諸学校のいわゆるすし詰め学級の解消を進めてまいりましたが、昭和三十八年度においてこの五十年計画は完了し、すし詰め学級は一応の解消を見たのであります。今後は、その成果を基盤とし、教育効果のより一層の向上を目ざして、義務教育の充実を進める必要があります。

このためには、昭和三十一年度以降における学級編制の標準について新たな目標を示し、計画的にその改善をはかりたいと老えるのであります。

さらに、先般、義務教育諸学校の教育課程について大幅な改訂を行ない、小学校については昭和三十六年から、中学校については昭和三十七年から、それぞれ全面的に実施いたしました。その適切な運用を期するため、必要な教職員が確保できるよう教職員定数の標準につきまして改善を加える必要があります。

なお、今後数年間にわたつて、児童生徒数が急激に減少するという事態が生じてまいりますので、現行法に定める標準のまま推移いたしますと、教職員定数の大幅な減少が予想され、今後

の人事行政に重大な支障を生ずるおそれがあり、この点も十分考慮に入れ、ここに学級編制と教職員定数の新たな標準を定めるため、この法律案を提出いたしましたのであります。

次に、法律案の内容について御説明いたします。

まず第一は、学級編制に関する標準の改善であります。すなわち、現行法における一学級五十人の標準を四十五人にするとともに、複式学級、単級学級につきましても、それぞれ標準を改めることとしたのであります。なお、この際、特殊教育の普及に伴つて養護学校につきましても必要な規定を設けることといたしました。

第二は、教職員定数に関する算定標準の改善であります。すなわち、新教育課程の完全実施に伴つて、新たに道徳及び技術・家庭科が新設され、さらに教育内容の充実のために授業時間数を増加いたしましたので、これに必要な教職員数を確保できるよう、教職員定数の算定標準を改めることといたしました。

第三に、以上のような改善と並行して、養護教員及び事務職員の増員をはかることとし、これら職員の定数の算定標準を改めることといたしました。

第四は、経過措置についてであります。この法律案は昭和三十九年度から実施することといたしておりますが、まず、学級編制の標準につきましては、児童、生徒数の減少及び学校施設の状況を考慮しつつ、五年後には一学級四十五人の目標に到達できるようその間の必要な経過措置について政令で定めることといたしました。また、教職員定数の標準につきましても、同様

に、五年間に漸次改善をはかることといたしております。なお、この場合において問題となりますのは、児童、生徒数の減少が必ずしも全国一律ではなく、その減少の傾向が特に著しい県があること及び現に相当数の定数を上回る教職員を擁している府県があること、であります。前者につきましては、一般の府県と同様の扱いをいたしますと、教職員定数の急減によって混乱を生ずることも予想されますので、事情に応じて昭和四十五年三月三十一日までに漸次定数を減少させることができれば、後者につきましては、法律の施行と同時に定数を上回る教職員を認めないことにいたしますと、同じような混乱を生ずることになりますので、その程度に応じて昭和四十三年三月三十一日までに漸減できるよう特別の配慮をいたしております。

質疑はありませんか。
「なし」と呼ぶ者あり
○久野委員長 なければ、質疑は終局いたしました。

○久野委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。

○久野委員長 本案に対し長谷川峻君外四名から修正案が提出されております。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律案に対する修正案

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律案に対する修正案

第十條中「選定及び」を削り、「教育委員会の行なう採択を」教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長の行なう採択に改める。

第十條中「選定及び」を削り、「教育委員会の行なう採択を」教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長の行なう採択に改める。

第十一條の見出しを「(教科用図書選定審議会)」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「前二項を」を「選定」を「指導、助言又は援助」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項ただし書を削り、同項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とする。

第十一條の見出しを「(教科用図書選定審議会)」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「前二項を」を「選定」を「指導、助言又は援助」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項ただし書を削り、同項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とする。

第十二條第一項中「(県の区域となる場合を含む)」を削る。

第十三條第一項中「義務教育諸学校」の下に「(都道府県立の義務教育諸学校を除く)」を加え、「第十一條第一項及び第二項の規定により」を「第十條の規定により」に、「種目ごと」に選定した教科用図書のうち、それぞれの種目につき「を行なう指導、助言又は援助により、種目(教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ)ごとに」に改め、同条第二項中「前項」を

「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、種目ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

第十三條に次の一項を加える。

4 前三項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号。以下「臨時措置法」という)第六條第一項の規定により文部大臣から送附される目録に登載された教科用図書のうちから行なわなければならない。ただし、学校教育法第百七條に規定する教科用図書については、この限りでない。

第十五條第三項中「第十一條第一項及び第二項の規定により種目ごとに選定した教科用図書のうち」を削り、「それぞれの種目につき」を「種目ごと」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第十三條第四項の規定は、前項の採択について準用する。

第十六條第二項中「前項の採択地区ごとに、第十一條第一項及び第二項の規定により種目ごとに選定された教科用図書のうち」を「第十條の規定により」に、「種目ごと」に選定した教科用図書のうち、それぞれの種目につき「を行なう指導、助言又は援助により、前項の採択地区ごとに」に「それぞれの種目につき」を「種目ごと」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第十三條第四項の規定は、前項の採択について準用する。

○久野委員長 提出者より趣旨の説明を聴取することといたします。長谷川君。

○長谷川(峻)委員 私は、自由民主党を代表いたしまして、本案に対する修正案の趣旨を説明いたします。

案文はお手元に配付してありますので、朗読は省略させていただきます。

修正案の趣旨を簡単に説明いたします。

第一点は、政府原案によりまして、義務教育諸学校の教科用図書は、都道府県の教育委員会があらかじめ選定する数種のうちから採択するたてまえになつておりますが、市町村教育委員会及び国立、私立の義務教育諸学校の校長など、教科用図書を採択する者の自主性を尊重して、都道府県教育委員会の任務は、採択に関する事務について指導、助言または援助を行なうことにいたしました。

なお、この際、都道府県教育委員会は慎重を期し、かつ広く意見を反映せしめるため、あらかじめ教科用図書選定審議会の意見を聞いてから、指導、助言または援助を行なうことといたしました。

第二点は、採択地区の設定に関し、その単位は、政府原案においては「市若しくは郡の区域又はこれらの区域をあわせた地域(県の区域となる場合を含む)」となつておりますが、規定の趣旨を明確にするため、カッコ内の部分を削除いたしました。

第三点は、発行者の指定に関し、政府原案においては、文部大臣は発行者が指定の基準に適合しているかどうかを調査するため、必要あるときは、その職員に発行者の営業所等に立ち入り検査をさせることができることにしておりますが、発行者が指定の基準に適合しているかどうかの確認は、必要な報告書もしくは資料の提出をもって十分行ない得るものと考えられますので、立ち入り検査に関する部分を削除いたしました。

その他、以上の改正に伴い、所要の条文の整備をいたしました。

何とぞ皆さんの御賛成あらんことをお願いいたします。

○久野委員長 これにて修正案の説明は終わりました。

○村山(喜)委員 修正提案者の長谷川君にお尋ねをいたします。

修正されました部分につきましては賛成でございますが、ただここではつきり確認をいたしたい点が一点はございます。第十條の都道府県の教育委員会の任務に相なることになつた指導、助言、援助の権能につきましては、特定の教科書を採択をさせるといふものではなく、また数種類の教科書を選定する行為はとらないものと確認

をしていかどうかという点でござい
ます。お答え願います。

○長谷川(峻)委員 お答えいたしま
す。村山君のおっしゃるとおりであり
ます。

○村山(喜)委員 この際、文部大臣に
お尋ねをいたしますが、よい教科書を
子供の手に渡すことは、正しい教育の
姿であると考えます。文部省の行なっ
ている行政指導の中で、甚だ行き過ぎ
た行為がなされているということを聞
くことは、きわめて遺憾なことではな
い。大臣は、法律の制定の機会に、
法律に基づかないところの不当な
行為に対しては、そういうような
ことがないように十分の措置を講じて
いただきたいと思います。大臣の考
え方をお聞かせを願いたいと思いま
す。

○灘尾国務大臣 行政当局といたしま
しては、法律のもとにおいて行動する
のは当然なことであり、法律に基
づかない不当な行政指導が行なわれ
べきは、さうなものでないかと考
えます。もし、さうなことがかりに
ありますれば、十分戒めたいと思
います。○久野委員長 他に修正案に
対する質疑がございまして、これに
て質疑を終了いたします。

○久野委員長 本案並びにこれに對
する修正案を一括して討論に付しま
す。別に討論の通告もありませんので、
直ちに採決いたします。

○久野委員長 起立総員。よって、本
案並びにこれに對する修正案を一括
して討論に付します。別に討論の通
告もありませんので、直ちに採決いた
します。

○久野委員長 起立総員。よって、本
案並びにこれに對する修正案を一括
して討論に付します。別に討論の通
告もありませんので、直ちに採決いた
します。

○久野委員長 起立総員。よって、本
案並びにこれに對する修正案を一括
して討論に付します。別に討論の通
告もありませんので、直ちに採決いた
します。

○久野委員長 起立総員。よって、本
案並びにこれに對する修正案を一括
して討論に付します。別に討論の通
告もありませんので、直ちに採決いた
します。

修正案は可決いたしました。
次に、ただいまの修正部分を除く原
案に賛成の諸君の起立を求めます。

○久野委員長 起立多数。よって、修
正部分を除く原案は可決いたしました。
次に、ただいまの修正部分を除く原
案に賛成の諸君の起立を求めます。

○久野委員長 起立多数。よって、修
正部分を除く原案は可決いたしました。
次に、ただいまの修正部分を除く原
案に賛成の諸君の起立を求めます。

○久野委員長 起立多数。よって、修
正部分を除く原案は可決いたしました。
次に、ただいまの修正部分を除く原
案に賛成の諸君の起立を求めます。

○久野委員長 起立多数。よって、修
正部分を除く原案は可決いたしました。
次に、ただいまの修正部分を除く原
案に賛成の諸君の起立を求めます。

○久野委員長 起立多数。よって、修
正部分を除く原案は可決いたしました。
次に、ただいまの修正部分を除く原
案に賛成の諸君の起立を求めます。

○久野委員長 起立多数。よって、修
正部分を除く原案は可決いたしました。
次に、ただいまの修正部分を除く原
案に賛成の諸君の起立を求めます。

○久野委員長 起立多数。よって、修
正部分を除く原案は可決いたしました。
次に、ただいまの修正部分を除く原
案に賛成の諸君の起立を求めます。

○久野委員長 起立多数。よって、修
正部分を除く原案は可決いたしました。
次に、ただいまの修正部分を除く原
案に賛成の諸君の起立を求めます。

○久野委員長 修正案は別途お手元
に配付してございます。その趣旨につ
いて御説明申し上げます。

○久野委員長 修正案は別途お手元
に配付してございます。その趣旨につ
いて御説明申し上げます。

○久野委員長 修正案は別途お手元
に配付してございます。その趣旨につ
いて御説明申し上げます。

○久野委員長 修正案は別途お手元
に配付してございます。その趣旨につ
いて御説明申し上げます。

○久野委員長 修正案は別途お手元
に配付してございます。その趣旨につ
いて御説明申し上げます。

○久野委員長 修正案は別途お手元
に配付してございます。その趣旨につ
いて御説明申し上げます。

○久野委員長 修正案は別途お手元
に配付してございます。その趣旨につ
いて御説明申し上げます。

○久野委員長 修正案は別途お手元
に配付してございます。その趣旨につ
いて御説明申し上げます。

○久野委員長 修正案は別途お手元
に配付してございます。その趣旨につ
いて御説明申し上げます。

○上村委員 私は自由民主党、日本社
会党及び民主社会党を代表して附帯決
議を付すべしとの動議を提出いたしま
す。

○上村委員 私は自由民主党、日本社
会党及び民主社会党を代表して附帯決
議を付すべしとの動議を提出いたしま
す。

○上村委員 私は自由民主党、日本社
会党及び民主社会党を代表して附帯決
議を付すべしとの動議を提出いたしま
す。

○上村委員 私は自由民主党、日本社
会党及び民主社会党を代表して附帯決
議を付すべしとの動議を提出いたしま
す。

○上村委員 私は自由民主党、日本社
会党及び民主社会党を代表して附帯決
議を付すべしとの動議を提出いたしま
す。

○上村委員 私は自由民主党、日本社
会党及び民主社会党を代表して附帯決
議を付すべしとの動議を提出いたしま
す。

○上村委員 私は自由民主党、日本社
会党及び民主社会党を代表して附帯決
議を付すべしとの動議を提出いたしま
す。

○上村委員 私は自由民主党、日本社
会党及び民主社会党を代表して附帯決
議を付すべしとの動議を提出いたしま
す。

○上村委員 私は自由民主党、日本社
会党及び民主社会党を代表して附帯決
議を付すべしとの動議を提出いたしま
す。

○上村委員 私は自由民主党、日本社
会党及び民主社会党を代表して附帯決
議を付すべしとの動議を提出いたしま
す。

○上村委員 私は自由民主党、日本社
会党及び民主社会党を代表して附帯決
議を付すべしとの動議を提出いたしま
す。

○上村委員 私は自由民主党、日本社
会党及び民主社会党を代表して附帯決
議を付すべしとの動議を提出いたしま
す。

○上村委員 私は自由民主党、日本社
会党及び民主社会党を代表して附帯決
議を付すべしとの動議を提出いたしま
す。

○上村委員 私は自由民主党、日本社
会党及び民主社会党を代表して附帯決
議を付すべしとの動議を提出いたしま
す。

○上村委員 私は自由民主党、日本社
会党及び民主社会党を代表して附帯決
議を付すべしとの動議を提出いたしま
す。

○上村委員 私は自由民主党、日本社
会党及び民主社会党を代表して附帯決
議を付すべしとの動議を提出いたしま
す。

○上村委員 私は自由民主党、日本社
会党及び民主社会党を代表して附帯決
議を付すべしとの動議を提出いたしま
す。

○上村委員 私は自由民主党、日本社
会党及び民主社会党を代表して附帯決
議を付すべしとの動議を提出いたしま
す。